

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第卷一十五第

月十年五十和昭

論叢

廣民族主義について……………文學博士 高田保馬

法幣の「法定相場」「市場相場」及「商業相場」……………十龜盛次

時論

金の將來……………經濟學博士 飯島幡司

研究

保險に於ける個人……………經濟學士 佐波宣平

國際カルテル序説……………經濟學士 田均

國際貿易の概念……………經濟學士 松井清

說苑

ハンス・フン「二十世紀の歴史的自覺」……………經濟學士 出口勇藏

社會集團に關するマイヤーの見解……………經濟學士 大橋隆憲

附錄

彙報

外國雜誌論題

國際カルテル序説

靜田均

國際カルテルはカルテルの特殊な存在形態である。それはカルテルである限り、カルテル一般に共通な面をもつが、しかし國際的規模におけるカルテルである限り、普通に典型的なカルテルと考へられてゐる國內カルテルとは、多かれ少かれ異つた面をもつ。この意味において、國際カルテルは、それ自體として獨立の考察に値する一箇の問題たるを失はないのである。

國際カルテルは前世紀末葉より今世紀にかけて相當の發達をとげ、世界經濟に特殊なニユアンスを與へてゐた。すでに第一次歐洲大戰の直前において、その數一二四の多きに上つてゐた、といはれてゐる。¹⁾ 大戰の勃發は多くの國際カルテルを壊滅に陥れた。しかし、その後戰爭の終結すると共に、或は再組織され、或は新たに結成されて、著しくその數を増した。これは戦後における世界經濟の構造的變化と國際政局の轉變に負ふものであること、いふまでもない。

一九三〇年の大恐慌よりこのかた、各國における經濟統制が強化され、世界經濟の解體的傾向が一層露骨となるにつれて、國際カルテルはかへつてその數を増し、またその重要性を加へた。²⁾ だが、昨秋はからずも勃發した

1) W. F. Notz, Representative International Cartels, Combines and Trusts. 1929, p. 4.
2) F. Haussmann, Konzerne und Kartelle im Zeichen der „Wirtschaftslenkung.“ 1938, S. 240-1.

第二次歐洲戦争の渦紋は、再び多くの國際カルテルに事實上の崩壊を宣告したのである。歐洲の形勢は、いま遽かに逆暗するを許さないが、世界史の必然は、晚かれ早かれ新秩序の建設を齎らすに相違ない。世界地圖は一變するであらう。歐洲においてドイツを盟主とする廣域經濟の成立することは、おそらく時の問題にすぎないと思はれる。その曉、國際カルテルは如何なる運命を迎へるであらうか。これについて我々は、目下のところ何ら確たる展望をもち得ないけれども、既往を顧みることによつて一應の坐標を設定することは、あながち無益ではあるまい。

二

國際カルテルはカルテルの國際的存在形態である。國際カルテルの國際性は、カルテル活動の分野よりも、むしろカルテルの構成のうちに見出される。國際カルテルのメンバーとして協定に参加するものは、異つた國に所屬する企業または企業集團でなければならぬ。國際カルテルの第一次的特徴は、まづこの點に横たはつてゐる、といつてよい。換言すれば國際カルテルは二箇國以上の企業乃至企業集團の間に成立するものである。當該商品の主要生産國または輸出國の二三が加盟すればよいのであつて、必ずしも全部を悉く網羅するを要しない。主要生産國または輸出國の全部を網羅したカルテルは、言葉の眞實の意味における『世界カルテル』の名に値しようが、この種の強力なカルテルは、實際においてはむしろ異數に屬し、わづかに電球・加里・鋼等に見られるにすぎない。

なほ國際カルテルと稱せられるものの中には、同じ種類の商品でありながら、二箇國毎に別々に協定が締結さ

1) K. Wiedenfeld, Gewerbepolitik. 1927, S. 133.

れる場合さへあることに注意しなければならぬ。例へば染料に關してドイツとフランス、ドイツとスウヰス、ドイツとイタリー、スウヰスとフランス間に多邊的な協定が成立した如き、即ちそれだ。要するに國際カルテルにあつては、加盟者の範圍が頗る限定されてゐることを知らねばならない。歐洲カルテルでさへ歐洲における主要國を悉く網羅するとは限らない。しかし、小さい國際カルテルが次第に加盟者の範圍を擴大し、外延的に膨脹する傾向にあることは、これを認めらるであらう。

過去における事實の示すところによると、國際カルテルは主として歐洲大陸の諸國に成立した。『中歐こそは國際カルテルの本場である』²⁾といふハントスの言葉は、失當ではない。尤も彼の意味する中歐とは、ドイツ、オウスタリー、チェッコ・スロバキア、ポーランドのみならず、ユーゴ・スラビア、ルーマニア、その他バルカン諸國をも含めてのことであるが。歐洲のうちでもイギリスは、往々國際カルテルへの参加を避つた。アメリカ合衆國が從來積極的に参加しなかつたについては、同國特有の立法上の制限と密接な關係がある。しかし近年は、若干の有力な國際カルテルに参加するやうになつた。例へば國際鋼管カルテル、國際軌條カルテル、多數の海運同盟等に参加してゐるばかりでなく、國際銅カルテルの内部では指導的役割をさへ演じてゐる。かうした變化の背後には、同國のトラスト禁歴法が次第に緩和され、ウェップ・ボンメルン法やカップ・ヴォルステット法によつて例外が認められたことを想起しなければならない。

國際カルテルは、異なる國々におけるカルテル間に成立する場合もあれば、單一企業（コンツェルン）間に成立する場合もあり、またカルテルと單一企業間に成立する場合もある。³⁾しかし、いづれにせよ國際カルテルは、そ

2) E. Hantos, *Mitteleuropäische Kartelle im dienste des industriellen Zusammenschlusses*. 1931, S. 5.

3) Tschierschky, *Kartell-Organisation*. 1928, S. 156.

れがカルテルである以上、メンバーたるものは、資本的に獨立性を保持してゐることを要する。もし資本的な獨立性を失つて、不可分離の內的聯鎖關係をもつならば、それはもはや國際カルテルではなくて、國際コンツェルンである、といはねばならぬ。今日、化學工業・人絹工業・リノリウム工業・電機工業等の諸部門においては、技術の飛躍的進歩、資本の集積、法律的保護（パテント）等の關係よりして、立派な國際コンツェルンが成立してゐる。然るにこれらの諸部門においては、國際カルテルもまた成立してゐる。かやうに國際カルテルと國際コンツェルンとが互ひに交錯してゐることは、取りも直さず、國際コンツェルンが國際カルテルの中に加人してゐることを語るものに外ならないが、右の事實は事態を頗る複雑化すると同時に、またその當面する問題をいたくデリケートならしめるものでもあるのである。この場合、肝腎なことはおそらく次の諸點に横たはつてゐるのであらう。第一、國際カルテルはそれに加人せる國際コンツェルンの地位を擁護し、または保障するに役立つ。國際コンツェルンは、國際カルテルに加人することによつて、はじめて世界市場における獨占的地位を確保することが出来る。第二、國際カルテルの中に國際コンツェルンが加入すると、カルテルの内部に強力なブロックが形成され、それはカルテルの政策決定と市場効果とに對して重大な影響を及ぼす。すなはち巨大コンツェルンは、一方において資本的に自己と無關係なグループと純契約的なカルテル協定を結び、他方、自己と資本的に關係あるも當該カルテルに所屬しない他の國の企業をして、自己に有利なやうな行動をとらしめる。⁴⁾

國際カルテルは、それがカルテルである限り、市場の安定、採算的価格の實現を直接の目的とし、この目的達成の手段として、競争の排除乃至制限を行ふことは、國內カルテルの場合と毫も異なるところがない。しかし國際

4) Berkenkopf, Internationale Industriekartelle und ihre Bedeutung für die weltwirtschaftliche Neugestaltung. Weltwirtschaftliches Archiv. 1928, Bd. 28/2 S. 303.

カルテルは、メンバー間の利害の調節が、國內カルテルより一層困難である。これは單なる個別資本の立場の相違だけに基づくのではなく、國際カルテルのメンバーがそれらの國籍を異にするところから來てゐる。國籍を異にするといふことは、取りも直さず、國際カルテルのメンバーが各自異つた國民經濟的政策の下に立つといふことに外ならない。すなはち資本の私的利害關係の對立のみならず、國策の相違といふ新しい要素が加はることによつて、困難が倍加されるのである。さらに各國における法律の相違もまた少からぬ關係をもつ。

右の結果、國際カルテルは、ともすればルーズな組織形態をとりやすい。又とらざるを得ない。單なる紳士協定に止まるものさへ多いのは、畢竟これがためである。しかもルーズな形態をとりながら、存外好成績を収めてゐる事例に乏しくない。

國際カルテルの存続期間は概して短い。解約の自由は國內カルテルより遙かに多く認められてゐる。特別の出來事、例へば國際カルテルのメンバーである國內カルテルが満期に達したとか、國家間の通商關係に變更が起つたとかいふ場合は、當然に解約が許される。過去の歴史の示すところでは、満期後に更新されて存続するものも多い代り、カルテルの改組や協定更改が失敗に歸して崩壊したものも少くない。

およそ右に述べた如き、國際カルテルに特有の諸事情は、國際カルテルの市場統制力を原則として國內カルテルより一層薄弱ならしめるモメントに外ならぬ。電球・加里・銅等若干の例外を別とすれば、國際カルテルにして固有の獨占的地位に達することは容易でない。「國際カルテルの努力は、獨占的地位の獲得及び利用に向けられずして、不合理な鬭争、なかなづくダンピングの排除の下に、價格を中位の水準に安定せしめることに向けら

れる。』

國際カルテルのメンバーは、一般に國際市場において競争關係に立つ當業者であることいふまでもない。この點、國內カルテルと何ら異なるところを見ないのであるが、國際カルテルのメンバーが互に國籍を異にするといふ特殊の事情は、國際カルテルを飽くまでも自發的な自治的な組織たらしめ、それ以上に出でしめない。換言すれば、國內カルテルにあつては、國家の立法乃至行政手段に基づいて權力的に形成され、または存續を迫られるところの強制カルテルなるものがあり、しかもそれは近時における經濟統制の強化につれ、各國ともその數を増す傾向にあるのであるが、國際カルテルはもとゞ國籍を異にする資本の聯合であるから、個々の國家の權力的統制を超越してゐるわけであつて、強制カルテルとしての國際カルテルなるものは、たうてい存在の餘地をもち得ない。國際カルテルは飽くまでも私的なカルテルである。この點に、國內カルテルと異つた國際カルテルの一つの特色があるといへば、いへよう。

三

カルテルは市場統制の方法を基準として、換言すれば、競争制限のため如何なる協定を結ぶかを基準として、いろ／＼の形態に分つことが出来る。しかし、この問題については、學者の間に必ずしも見解の一致があるわけではなく、各人各様の仕方で分類が試みられてゐる。國際カルテルの形態の分類は、如何になされ得るであらうか。又なさるべきであらうか。國際カルテルは、この點に關して國內カルテルと相違した何らかの特殊性を有す

るであらうか。これら一聯の問題に接近するために、我々は二三の學者の見解を参照しよう。

まづノッツによると、國際カルテルには五つの基本的形態があり、その變種は極めて多く、またその活動はしばしば重複するといふ¹⁾。

(一) 地域カルテル 協定の主要目的は販路を制限して、加盟諸國に一定の獨占的市場を割當てるにある。一般には参加諸國は、それ／＼の國內市場を自己の地盤として留保するのが例で、第三國市場は一定の基準に従つて加盟諸國の間に分配される。この際最も重要視されるのは、當該國が第三國市場と隣接してゐるといふことであるが、なほそのほかに距離の遠近、輸送の便否、通商路の有無、法律關係、植民地關係、關稅及び通商條約等も參酌されねばならぬ。一九〇四年に成立した國際軌條製造業者カルテル(I.R.M.A)は、この種のカルテルの典型的なものであつた。それは販路を獨占市場と保護市場と自由市場の三つに分けてゐる。同カルテルは戰後になつて再組織された。

(二) 生産カルテル 生産カルテルの主要目的は、一般に過剰生産の克服にある。すなはち生産數量を統制することによつて、間接に價格の統制を圖らんとするものに外ならぬ。この種のカルテルは、やがて價格カルテルに發展する。生産カルテルの適例としては、一九二六年に成立した國際鋼協定をあげることが出来る。

(三) 價格カルテル 價格カルテルの主な目的は、販賣價格の統制にある。この種のカルテルは、ノッツによると、原則として地域カルテルや生産カルテルよりも高度の組織形態であり、加盟者をして協力せしむべきより緊密な制度を必要とし、かつ均一原價計算、統計の作製、その他統制事務を擔當すべき精緻なる機構を必要と

1) Notz, l.c. p. 3-4.

する。價格カルテルとしての國際カルテルは、一般に最低價格または基準價格の協定をなすが、販賣の協定をなすに至らない。國際琺瑯鐵器カルテルは最低價格を決定し、かつ均一の取引條件を協定してゐる。海運業者のカルテルである運賃同盟は、その數頗る多いが、それは取りも直さず價格カルテルに外ならない。

(四) 販賣カルテル 中央販賣所を有するカルテル。一般には價格の決定、生産統制、注文割當その他を含む。歐洲膠シンデケートは、この種のカルテルの適例であつて、イギリス、フランス、ドイツをはじめ十八箇國が加盟し、最低價格を協定してゐる。共販機關として瑞西にエビドス會社を設立、原料の共同購入、製品の共同販賣にあたりしむ。補償基金制度の設けあり。均一の契約及び販賣條件の遵守を旨とし、統制委員會は滞荷の處分をなす。

(五) 特許權カルテル 特許權、祕密の工程、商標等の共同所有及び共同使用を協定するカルテル。化學工業、電機工業に多し。加盟者は個々の會社であつて、組織された集團ではない。特許權カルテルは、さらに一步を進めて生産・販路・價格の統制等の協定を行ふことが多い。人絹工業におけるミューラー特許權、硝子瓶製造工業におけるオーウェン特許權等を中心とするカルテルは、特許權カルテルの典型的な例證である。

次に國際聯盟の出版物によると、國際カルテルは下記の四種に分つことが出来る。²⁾

- (一) 營業條件を規制するカルテル 主として販賣條件すなはち引渡及び支拂條件の協定をなす。
- (二) 價格を規制するカルテル
- (三) 割當を行ふカルテル 原則として國際カルテルは、商品の價格を決定するに止まらず、同時に、全體

2) League of Nations, General Report on the Economic Aspects of International Industrial Agreements, 1931, p. 9-11.

としてのカルテル行動における加盟者各自の分擔を決定する割當制度を採用する。割當てられるのは、販賣數量もしくは生産數量であるが、運用の圓滑を期するためには、監視機關が必要である。何よりもさきに各メンバーは、情報を提供しなければならぬが、監視の問題は共同受註、注文割當のための共同事務所を設けることによつて解決される。さらに進んで販賣價格を協定し、共同販賣所を通して、一手販賣を行ふ場合、すなはちシンデケートの形をとる場合、監視は一層完うされる。

(四) 販路を規制するカルテル 生産高または販賣高の割當を行ふ代りに、販路の割當を行ふもの。國際カルテルにおいては、國內市場の一部または全部が、それ／＼の國に留保される。

最後にリンケの所説を聽かう。³⁾ 彼は國際カルテルを基本形態、補助形態、特殊形態に大分類し、さらにその各について細分類を試みてゐる。すなはち基本形態としての國際カルテルには、價格の統制をなす協定と數量の統制をなす協定との二つがある。こゝに數量統制とは生産・販賣・滯荷等の統制に關するものであり、價格統制カルテルの中には條件カルテルも含まれる。單なる數量制限カルテルは、滯荷の増大・生産設備の擴張新設等によつて、所期の目的を達しがたい。價格統制カルテルの中に條件カルテルを包含せしめるのは、販賣條件の協定を伴はぬ單純な價格統制は、實效を奏さないことが多いから、販賣條件は價格の構成分と見做しうるといふ理由に基づく。

リンケが名づけて補助形態と稱するものは、右に述べた基本形態のカルテルより一步を進めたものであつて、基本形態のカルテルを補充し、修正するところのものに外ならない。換言すれば、割當カルテルのことであり、

3) H. Linke, Nationalwirtschaft und Internationale Kartelle 1938, S. 14-15.

割當と實績との過不足を調整する仕組みをもつたカルテルである。従つて補助形態としての國際カルテルは、さらに數量調整カルテルと價額調整カルテルとに分つことが出来る。

最後に國際カルテルの特殊形態として、シンヂケート及び特許權カルテルがあげられる。シンヂケートは、カルテル協定の完遂のための組織的補助手段であり、また特許權カルテルは一定のカルテル協定と特許權に關する契約との混合物であつて、さういふ意味から特殊形態と稱することが出来る。

以上、二三の學者の所説の概要を紹介した。個々の點に關していへば、むしろ疑問の筋がないではない。例へば、ノッツが價格カルテルを生産カルテルや地域カルテルより高度のカルテル形態であると主張するのは果して妥當であるかどうか、また總じて利潤分配カルテルを等閑視するの嫌ひがないかどうか、最後にいはゆる特許權カルテルなるものは、嚴密なる意味のカルテルに値するかどうか等々。けれどもこれらの諸點をしばらく不問に附して、さきに進まう。要するに以上を通觀して我々の知りうることは、國際カルテルもその形態の點では國內カルテルと格別異つた特殊性をもたないといふことである。しかし、右の所説は國際カルテルの分類の可能性を説いただけであつて、個々の形態の現實における重要性については、殆んど觸れてゐない。我々にとつて重要なのは、單なる分類の可能性ではなく、むしろいづれの形態の國際カルテルが實際において大きな役割を果すか、といふことである。この問題に關して、學者の間に意見の一致せる諸點を指摘すれば、およそ左の如くである。

第一、國際カルテルにおいては、いはゆる條件カルテルの數は比較的少く、問題とするに足りない。これ國內カルテルと相違する重要な點である。第二、シンヂケートの形態をとる國際カルテルもまた稀であつて、大した

重要性をもたない。それは國際カルテルにとつては、あまりに高級でありすぎる。第三、いはゆる特許權カルテルは國際カルテルにおいて注目すべき地位をしめてゐる。

さて然らば、國際カルテルにおいて最も大きな役割を果すものは、如何なる形態のカルテルであるか。この問題に關しては、學者の間に見解の岐れるところであつて、必ずしも歸一しない。リーフマンは國際カルテルの分類にあたり、最も頻繁に現はれるカルテル形態から順次に配列して、次の如く述べてゐる。⁴⁾

(一) 頻繁な且つ最もルーズな國際カルテルの形態は、加盟生産者に國內市場を留保するところの純然たる地域カルテルである。それは巨大國際コンツェルンにとつても意義をもつ所のカルテル形態である。この種の協定は電機工業・化學工業・石油工業に數多く存在する。次に比較的多いのは、第三國市場を各メンバーに分割する地域カルテルである。例へば戦前の國際軌條カルテル、國際ダイナマイト・カルテル等の如し。(二) 一般に價格協定カルテルはより稀である。そして通常、地域カルテルと結びついてゐる。(三) 注文割當又は利潤割當を行ふ固有のシンデケートも稀である。しかも國際カルテルにおけるシンデケートは、割當のより強固な形態を意味しない。上記二種のシンデケートが普及してゐるのは、化學工業部門だけであつて、その然る理由は參加者の數が少いからである。(四) 最も稀なのは國際生産カルテルだ。すなはち共同で生産制限を行ふ國際カルテルは、生産制限の必要が一般に認められながら、それに必要な統制が充分でないため、容易に成立しないのである。これに比べると生産割當または供給割當カルテルはいくらが多い。供給または販賣の割當は輸出に關してのみ行はれる場合もあれば、また國內市場に關しても行はれる場合がある。後者の實現が容易でないことは當然であるが、輸出の必要が増大するにつれ、カルテルの崩壊を防止するために必要となつて来る。

4) K. Liefmann, Kartelle, Konzerne und Trusts. 1930, S. 182-3.

要するにリーフマンに従へば、國際カルテルにおいて最も重要なのは地域カルテルである。地域カルテルこそは、各國の法律上の相違より生ずる價格カルテル及び割當カルテルの難點を免れるものであつて、國際カルテルに最も適當な形態であるといふことは、しばしば説かれるところであり、ある意味で定説であるといつてよいかも知れない。殊に戦後におけるアウタルキイ、國民主義的傾向は、地域カルテルをば最も新時代に適應した國際カルテルたらしめた、とフリースはいつてゐる。

ウヰーデンフェルドによると、價格カルテルの形態をとる國際カルテルが、最も多いといふことであるが、果してさうであるかは疑問の餘地があるやうに思ふ。エルテルによると、割當カルテルが數において斷然多く、且つ最重要の國際カルテルは割當カルテルに屬する、といふ。⁵⁾ 割當カルテルと並んで大きな意義をもつのは、地域カルテルである。しかし、戦後は個々の企業者の輸出の必要が増大したのと、外國市場における競争が激しくなつたのとで、その數を減じたものゝ如くである。地域協定は、今日では他のカルテル協定、なかんづく割當協定の部分的協定たるに近い。すなはち國內市場は各自留保し、外國市場の割當をなすのである。割當カルテル——しばしば價格協定を伴はずして、單に一定の割當のみを行ふ——は、たとひ國際カルテルの最も有力な形態でないまでも、一般には最高の形態である云々。私はいまこれら諸家の見解に對して最後の斷案を下すに充分なだけの資料を持ち合せてゐないから、何らか決定的な態度を表明することを控へる外ないが、それにも拘らずエルテルの所説に多分に心惹かれてゐることを告白したい。現に粗鋼、軌條、壓延、線材、鋼管、銅、亞鉛、鉛、アルミニウム、電球、加里、窒素、パルプ等に關する國際カルテルは、代表的な國際カルテルであるが、いづれも生産割當カルテルなのである。⁶⁾ 前掲國際聯盟の出版物もまたいつてゐる。『國際カルテルの多くは輸出割當をもつ。従つて多くの場合、各國民的グループに對して生産割當が行はれる』と。⁸⁾

5) H. v. Beckerath, Der moderne Industrialismus. 1930, S. 248.

6) E. Ertel, Internationale Kartelle und Konzerne der Industrie. 1930, S. 218.

7) W. Seldis, Die Regelung der weltwirtschaftlichen „Produktion“ durch internationale Kartelle in der Nachkriegszeit. 1936, S. 22 ff.

8) League of Nations, l. c. p. 31.